

建設工事請負契約書(新旧対照表)

改正前	改正後
<p>(総則)</p> <p>第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。</p> <p>6～12 略</p>	<p>(総則)</p> <p>第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 この契約書に定める<u>催告</u>、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。</p> <p>6～12 略</p>
<p>(契約の保証)</p> <p>第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>3</u> 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。</p> <p><u>4</u> 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。</p>	<p>(契約の保証)</p> <p>第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第53条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</u></p> <p><u>4</u> 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。</p> <p><u>5</u> 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。</p>

建設工事請負契約書(新旧対照表)

改正前	改正後
<p>(権利義務の譲渡等) 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(権利義務の譲渡等) 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第3者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p><u>3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。</u></p> <p><u>4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。</u></p>
<p>(監督員) 第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。</p> <p>2 ～4 略</p> <p>5 発注者が監督員を置いたときは、この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。</p> <p>6 略</p>	<p>(監督員) 第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。</p> <p>2 ～4 略</p> <p>5 発注者が監督員を置いたときは、この契約書に定める<u>催告</u>、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。</p> <p>6 略</p>
<p>(支給材料及び貸与品) 第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。</p> <p>2～3 略</p> <p>4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に<u>第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり</u>使用に適當でないことを認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。</p> <p>5～11 略</p>	<p>(支給材料及び貸与品) 第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。</p> <p>2～3 略</p> <p>4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に<u>種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）</u>などがあり使用に適當でないことを認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。</p> <p>5～11 略</p>

建設工事請負契約書(新旧対照表)

改正前	改正後
<p>(第三者に及ぼした損害)</p> <p>第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第53条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。</p> <p>3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。</p>	<p>(第三者に及ぼした損害)</p> <p>第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。</p> <p>3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。</p>
<p>(不可抗力による損害)</p> <p>第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を決めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第53条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3～5 略</p>	<p>(不可抗力による損害)</p> <p>第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を決めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3～5 略</p>

建設工事請負契約書(新旧対照表)

改正前	改正後
<p><u>(瑕疵担保)</u></p> <p>第44条 発注者は、工事目的物に<u>瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。</u>ただし、<u>瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。</u></p>	<p><u>(契約不適合責任)</u></p> <p>第44条 発注者は、<u>引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。</u>ただし、その<u>履行の追完</u>に過分の費用を要するときは、発注者は<u>履行の追完</u>を請求することができない。</p> <p><u>2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。</u></p> <p><u>3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。</u></p> <p><u>(1) 履行の追完が不能であるとき。</u></p> <p><u>(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。</u></p> <p><u>(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	
<p><u>(新設)</u></p>	

建設工事請負契約書(新旧対照表)

改正前	改正後
<p><u>2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。</u></p> <p><u>3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。</u></p> <p><u>4 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について修補又は損害賠償の請求を行うことのできる期間は、10年とする。</u></p> <p><u>5 発注者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第2項又は前項の定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。</u></p> <p><u>6 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。</u></p>	<p><u>(削除) →第56条第1項、第56条第6項へ</u></p> <p><u>(削除) →第56条第8項へ</u></p> <p><u>(削除) 第56条第9項へ</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除) →第56条第10項へ</u></p>
<p><u>(賠償金等の徴収)</u>  <u>第49条</u> 発注者は、工事が完成するまでの間は、<u>第47条第1項、第47条の2第1項又は前条第1項</u>の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。</p> <p>2 略</p>	<p><u>(発注者の任意解除権)</u>  <u>第45条</u> 発注者は、工事が完成するまでの間は、<u>次条、第47条、第47条の2又は第47条の3</u>の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。</p> <p>2 略</p>

建設工事請負契約書(新旧対照表)

改正前	改正後
<p>(発注者の解除権)</p> <p><b>第47条</b> 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(1)</u> 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。</p> <p><u>(2)</u> <u>その責めに帰すべき事由により</u> 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないときと認められるとき。</p> <p><u>(3)</u> 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4)</u> <u>前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。</u></p> <p><u>(5)</u> <u>第50条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</u></p>	<p>(発注者の<u>催告による</u>解除権)</p> <p><b>第46条</b> 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは<u>相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは</u>この契約を解除することができる。<u>ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1)</u> <u>第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。</u></p> <p><u>(2)</u> 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。</p> <p><u>(3)</u> 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないときと認められるとき。</p> <p><u>(4)</u> 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。</p> <p><u>(5)</u> <u>正当な理由なく、第44条第1項の履行の追完がなされないとき。</u></p> <p><u>(6)</u> <u>前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。</u></p> <p><u>(削除) → 第48条第10項へ</u></p>



建設工事請負契約書(新旧対照表)

改正前	改正後
<p>(暴力団等排除に係る解除)  <b>第47条の2</b> 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>(1) 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時建設工事等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が<b>暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。))第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)</b>であると認められるとき。</p> <p>(2) <b>暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)</b>又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>(3) ～ (8) 略</p>	<p><b>第47条の2</b> 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、<b>直ちに</b>この契約を解除することができる。</p> <p>(1) 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時建設工事等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が<b>暴力団員</b>であると認められるとき。</p> <p>(2) <b>暴力団</b>又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>(3) ～ (8) 略</p>
<p>(談合等による解除)  <b>第48条</b> 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p><b>2 前条の規定は、前項による解除の場合に準用する。</b></p>	<p>(談合等による解除)  <b>第47条の3</b> 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、<b>直ちに</b>この契約を解除することができる。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p><b>(削除) → 第53条第6項へ</b></p>
<p><b>(新設)</b></p>	<p><b>(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</b>  <b>第48条 第46条各号、第47条各号、第47条の2各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前4条の規定による契約の解除をすることができない。</b></p>

建設工事請負契約書(新旧対照表)

改正前	改正後
<p>(受注者の解除権)</p> <p><u>第50条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</u></p> <p><u>(1)第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少した時。</u></p> <p><u>(2)第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の2分の1(工期の2分の1が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。</u></p> <p><u>(3)発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。</u></p> <p>2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。</p>	<p>(削除) → 第50条第1項第1号へ</p> <p>(削除) → 第50条第1項第2号へ</p> <p>(受注者の催告による解除権)</p> <p><u>第49条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</u></p> <p>(削除) → 第55へ</p>
<p>(受注者の解除権)</p> <p><u>第50条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</u></p> <p>(1)～(2) 略</p> <p><u>(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。</u></p> <p><u>2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。</u></p>	<p>(受注者の<u>催告によらない</u>解除権)</p> <p><u>第50条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>直ちに</u>この契約を解除することができる。</u></p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(削除) → § 49①へ</p> <p>(削除) → § 55へ</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</u></p> <p><u>第51条 第49条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。</u></p>

建設工事請負契約書(新旧対照表)

改正前	改正後
<p>(解除に伴う措置)  <b>第51条</b> 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。</p>	<p>(解除に伴う措置)  <b>第52条</b> 発注者は、この契約が<b>工事の完成前に</b>解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 第1項の場合において、第34条（第40条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が<b>第47条、第47条の2、第47条の3第2項又は第48条</b>の規定によるときにあってはその余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年10.75パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が<b>前2条</b>の規定によるときにあってはその余剰額を発注者に返還しなければならない。</p>	<p>3 第1項の場合において、第34条（第40条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が<b>第46条、第47条、第47条の2、第47条の3又は次条第3項</b>の規定によるときにあってはその余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年10.75パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が<b>第45条、第49条又は第50条</b>の規定によるときにあってはその余剰額を発注者に返還しなければならない。</p>
<p>4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p>	<p>4 受注者は、この契約が<b>工事の完成前に</b>解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p>
<p>5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p>	<p>5 受注者は、この契約が<b>工事の完成前に</b>解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p>

建設工事請負契約書(新旧対照表)

改正前	改正後
<p>6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p> <p>7 略</p> <p>8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が<u>第47条、第47条の2、第47条の3第2項又は第48条</u>の規定による場合は発注者が定め、<u>前2条</u>の規定による場合は受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>6 受注者は、この契約が<u>工事の完成前に</u>解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p> <p>7 略</p> <p>8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が<u>第46条、第47条、第47条の2、第47条の3又は次条第3項</u>規定による場合は発注者が定め、<u>第45条、第49条又は第50条</u>の規定による場合は受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p> <p><u>9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。</u></p>
<p>(履行遅滞の場合における損害金等) <u>第45条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。</u></p> <p><u>2 略</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(契約が解除された場合等の違約金) <u>第47条の3</u> 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(1) <u>前二条</u>の規定によりこの契約が解除された場合</p> <p>(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由により受注者の債務について履行不能となった場合</p>	<p>(発注者の損害賠償請求等) <u>第53条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</u></p> <p><u>(1) 工期内に工事を完成することができないとき。</u></p> <p><u>(削除) →第54条第5項へ</u></p> <p><u>(削除) →第56条第2項へ</u></p> <p><u>(2) この工事目的物に契約不適合があるとき。</u></p> <p><u>(3) 第46条、第47条、第47条の2又は第47条の3の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</u></p> <p><u>2</u> 次の各号のいずれかに該当するときは、<u>前項の損害賠償に代えて</u>、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(1) <u>第46条、第47条、第47条の2又は第47条の3</u>の規定により<u>工事目的物の完成前に</u>この契約が解除されたとき。</p> <p>(2) <u>工事目的物の完成前に</u>、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。</p>

建設工事請負契約書(新旧対照表)

改正前	改正後
<p><b>2</b> 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。 (1)～(3) 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>第45条</b> <b>2</b> <u>前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年10.75パーセントの割合で計算した額とする。</u></p> <p><b>第47条の3</b> <b>3</b> <u>第1項</u>の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって<b>第1項</b>の違約金に充当することができる。</p>	<p><b>3</b> 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。 (1)～(3) 略</p> <p><b>4</b> <u>第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。</u></p> <p><b>5</b> <u>第1項第1号の場合においては、発注者は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年10.75パーセントの割合で計算した額を請求するものとする。</u></p> <p><b>6</b> <u>第2項</u>の場合において、第4条の規定（<u>第47条第9号及び第47条の2の規定によりこの契約が解除された場合にあっては第4条第1項第1号又は第2号の規定</u>）により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって<b>同項</b>の違約金に充当することができる。</p>
<p>(損害賠償の予定) <b>第52条</b> 受注者は、<b>第48条第1項</b>各号のいずれかに該当するときは、工事の完了の前後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、請負代金額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第1号、第2号又は第3号に該当する場合において、当該命令の対象となる行為が昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号（不公正な取引方法）第6項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。</p> <p>2～3 略</p>	<p>(損害賠償の予定) <b>第54条</b> 受注者は、<b>第47条の3第1項</b>各号のいずれかに該当するときは、工事の完了の前後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、請負代金額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第1号、第2号又は第3号に該当する場合において、当該命令の対象となる行為が昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号（不公正な取引方法）第6項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。</p> <p>2～3 略</p>

建設工事請負契約書(新旧対照表)

改正前	改正後
<p>(受注者の解除権)  <b>第50条</b> 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。                  2 <u>受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。</u></p> <p>(履行遅滞の場合における損害金等)                  第45条  <b>3</b> <u>発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年10.75パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</u></p>	<p>(受注者の損害賠償請求等)  <b>第55条</b> 受注者は、<u>発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 第49条又は第50条の規定によりこの契約が解除されたとき。</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</u></p> <p>2 <u>第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年10.75パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</u></p>
<p>(瑕疵担保)  <b>第44条</b> <u>発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(契約不適合責任期間等)</u>  <b>第56条</b> 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、<u>第31条第4項又は第5項(第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。</u></p> <p><u>3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。</u></p> <p><u>4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。</u></p> <p><u>5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。</u></p>

建設工事請負契約書(新旧対照表)

改正前	改正後
<p><b>第44条</b> 2 (略) ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に<b>瑕疵</b>があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、<b>当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求</b>をすることができない。ただし、受注者がその<b>瑕疵</b>があることを知っていたときは、この限りでない。</p> <p>4 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について<b>修補又は損害賠償の請求</b>を行うことのできる期間は、10年とする。</p> <p>5 <b>発注者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第2項又は前項の定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。</b></p> <p>6 <b>第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、適用しない。</b>ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。</p>	<p><b>6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重大過失により生じたものであるときは適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。</b></p> <p><b>7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。</b></p> <p>8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に<b>契約不適合</b>があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、<b>当該契約不適合に関する請求等</b>をすることはできない。ただし、受注者がその<b>契約不適合</b>があることを知っていたときは、この限りでない。</p> <p>9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について<b>請求等</b>を行うことのできる期間は、10年とする。<b>この場合において、前各項の規定は適用しない。</b></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>10 <b>引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。</b>ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。</p>
<p>(火災保険等) <b>第53条</b> 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。</p> <p>2～3 略</p>	<p>(火災保険等) <b>第57条</b> 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。</p> <p>2～3 略</p>

建設工事請負契約書(新旧対照表)

改正前	改正後
<p>(あっせん又は調停)</p> <p><b>第54条</b> この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による奈良県建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。</p> <p>2 略</p>	<p>(あっせん又は調停)</p> <p><b>第58条</b> この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による奈良県建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。</p> <p>2 略</p>
<p>(仲裁)</p> <p><b>第55条</b> 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。</p>	<p>(仲裁)</p> <p><b>第59条</b> 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。</p>
<p>(補則)</p> <p><b>第56条</b> この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。</p>	<p>(補則) <b>第60条</b> この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。</p>
<p>備考 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月奈良県条例第40号）第2条に規定する契約に該当する場合は、この契約書を仮契約書とし、その末尾に次の1条を加える。</p> <p>(本契約の確定)</p> <p><b>第57条</b> この契約は、県議会の議決があったときに、この契約書と同一の条項により、本契約を締結したものとす。</p>	<p>備考 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月奈良県条例第40号）第2条に規定する契約に該当する場合は、この契約書を仮契約書とし、その末尾に次の1条を加える。</p> <p>(本契約の確定)</p> <p><b>第61条</b> この契約は、県議会の議決があったときに、この契約書と同一の条項により、本契約を締結したものとす。</p>
<p><b>第56条</b>の規定に基づき、低入札価格調査（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定により落札者を決定するための調査をいう。）を受けた者との契約については、次のとおりとする。</p> <p>1 第4条第2項中「請負代金額の10分の1以上」とあるのは、「請負代金額の10分の3以上」と、同<b>第4項</b>中「請負代金額の10分の1」とあるのは、「請負代金額の10分の3」と読み替える。</p> <p>2 第34条第1項中「請負代金額の10分の4」とあるのは、「請負代金額の10分の2」と、同条第6項中「（第3項に規定する中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）」とあるのは、「（第3項に規定する中間前払金の支払いを受けているときは10分の4）」と、同条第7項及び第8項中「10分の5（第3項に規定する中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）」とあるのは、「10分の3（第3項に規定する中間前払金の支払いを受けているときは10分の4）」と読み替える。</p> <p>3 <b>第47条の3第1項</b>中「請負代金額の10分の1」とあるのは、「請負代金額の10分の3」と読み替える。</p>	<p><b>第60条</b>の規定に基づき、低入札価格調査（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定により落札者を決定するための調査をいう。）を受けた者との契約については、次のとおりとする。</p> <p>1 第4条第2項中「請負代金額の10分の1以上」とあるのは、「請負代金額の10分の3以上」と、同<b>第5項</b>中「請負代金額の10分の1」とあるのは、「請負代金額の10分の3」と読み替える。</p> <p>2 第34条第1項中「請負代金額の10分の4」とあるのは、「請負代金額の10分の2」と、同条第6項中「（第3項に規定する中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）」とあるのは、「（第3項に規定する中間前払金の支払いを受けているときは10分の4）」と、同条第7項及び第8項中「10分の5（第3項に規定する中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）」とあるのは、「10分の3（第3項に規定する中間前払金の支払いを受けているときは10分の4）」と読み替える。</p> <p>3 <b>第53条第2項</b>中「請負代金額の10分の1」とあるのは、「請負代金額の10分の3」と読み替える。</p>